

## 一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この実施要領は、一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)第15条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

### (対象設備の基準)

第2条 実施要綱第3条第1項(別表1)に規定する、知事が別に定める基準とは、以下のとおりとする。

1	二重サッシ	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであること。
2	複層ガラス	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カタログ又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。
3	窓ガラスへの断熱フィルムの設置工事	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カタログ又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。

### (補助金の交付申請)

第3条 実施要綱第3条第2項に規定する、知事が別に定める場合とは、以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1)設置場所が離島であり、かつ、島内に対象設備を設置できる業者が存在しない場合
- (2)請負契約を行った業者の県内の支店等又は、県内の別の業者が施工する場合
- (3)施工作業の従事者の大半を県内在住者が占める場合

### (県内製造製品の登録について)

第4条 実施要綱第5条第2項に規定する、長崎県内で製造された製品(長崎県内の工場等製造・加工する製品)については、製造業者等が様式第1号により知事に届出を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出が、実施要綱等で定める条件を満たすものであれば、これを受理するものとする。
- 3 登録された製品は、県未来環境推進課のホームページに掲載する。

### (補助金の交付申請に係る添付書類)

第5条 実施要綱第6条第1項(7)に規定する、知事が必要と認める書類とは、以下のとおりとする。

- (1)契約書における相手方の所在地が県外である場合 申立書(様式第2号)  
なお、第3条(2)に該当する場合で、施工する者を特定できる場合は、あらかじめ契約者において様式第3号を提出した場合は、様式第2号(添付書類を含む)の提出は不要とする。
- (2)平成23年4月1日から平成23年5月20日までの間に設置工事に着手した場合 申立書(様式第4号)
- (3)平成23年6月1日から平成23年8月29日までの間にエコウィル(ただし貯湯ユ

ニットの容量が120リットル未満の機種に限る。)の設置工事に着手した場合申立書(様式第5号)

(対象設備の設置)

第6条 実施要綱第8条における、知事が別に定める場合とは、以下の場合とする。

- (1) 平成23年4月1日から平成23年5月20日までの間に設置工事に着手した場合
- (2) 平成23年6月1日から平成23年8月29日までの間にエコウィル(ただし貯湯ユニットの容量が120リットル未満の機種に限る。)の設置工事に着手した場合

(補助金交付申請の受付)

第7条 補助金交付申請の受付は平成23年4月25日から開始する。

- 2 補助金交付申請の受付は、1つの建物に2回までとする。(集合住宅の場合は、1世帯に2回限りとする。)
- 3 補助金交付申請の受付は先着順とし、予算の範囲を超えた日をもって終了する。その場合、予算の範囲を超えた日の交付申請書の中から抽選を行い、申請資格者を決定する。

(実績報告書に添付する書類)

第8条 実績報告書に添付する領収書の写しを申請者において入手し得ない真にやむを得ない理由がある場合は、施工業者を名義人とする金融機関口座への振込み通知書等、申請者が対象設備の設置にかかる経費を負担したことがわかる書類を領収書の写しに代えて添付することができる。

- 2 実績報告書に添付する設備の設置状態を示す写真については、省エネ設備の型番等が分かる銘板等の写真も添付すること。

長崎県内製造製品届出書

長崎県知事

様

住所

企業名

代表者

印

（電話番号）

一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要領第 4 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出の種類	新規 ・ 変更（追加） ・ 変更（取下げ） （いずれかに を付けてください）
設備の種類（ ）	
製品名（ ） （型番等）	
製造工場の名称・ 住所・電話番号	
担当者氏名・ 電話番号	

【注意事項】

- 1 .（ ）印の記載事項については、ホームページに掲載します。
- 2 . 製品名は、カタログ等に印を付す方法でも可です。

県外業者請負に係る申立書

長崎県知事

様

請負業者

（住所）

（名称）

印

一般住宅省エネ設備導入支援事業に係る補助金交付申請において、下記のとおり申し立てます。なお、本申立書記載事項については、申請者に対し、説明を行っています。

該当する設備の種類：

（ 該当する設備名を記載すること。）

記

- 1 . 島内において、県内業者が存在しません。
- 2 . 契約書上は県外の事業者が請負っていますが、県内の支店等・事業者が施工しています。

【 支店等・事業者名 】

【 所在地 】

必要書類：請負業者と上記施工業者間の契約書・注文書等の写し

- 3 . 県外の事業者が施工していますが、本県在住者が施工作業に従事しています。

【施工作業の総従事者数】 人

【うち、県内在住者数】 人

必要書類：雇用の事実を証明する書類

従事者が県内在住であることを証する書類（住民票、免許証等の写し）

（ 該当の番号に を付け、必要事項を記載のうえ、必要書類を添付してください。）

県内業者施工に係る申立書（一括申立）

長崎県知事

様

請負業者  
（住所）

（名称）

印

一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金に関し、当社が契約する下記1の設備については、長崎県内に所在する下記の者が施工することを申し立てます。

記

該当設備 ・下欄数字を記載 ・全ての設備の場合は 「全て」と記載	施工業者
	【名称】  【所在地】
	【名称】  【所在地】
	【名称】  【所在地】

太陽光発電設備	太陽熱温水器	エコキュート	エコジョーズ
エコフィール	エコウィル	エネファーム	
ヒートポンプ式温水床暖房システム		ハイブリッド給湯器	
二重サッシ	複層ガラス	断熱フィルム	LED照明器具

欄が不足する場合は様式を複写の上、記載してください。

補助金交付決定通知前の対象工事に係る申立書

長崎県知事

様

請負業者

（住所）

（名称）

印

一般住宅省エネ設備導入支援事業に係る補助金交付申請において、下記のとおり申し立てます。なお、本申立書記載事項については、申請者に対し、説明を行っています。

記

該当設備名称	工事の着手日
	平成      年      月      日
	平成      年      月      日

平成23年5月21日以降に工事に着手する設備については記載不要。

注意事項	<p>この申立書は、対象設備設置工事の着手日が、平成23年4月1日から平成23年5月20日の間である場合に申請時に提出してください（この期間以外の事前着工は認められません）。</p> <p>虚偽の記載があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。</p>
------	---

補助金交付決定通知前の対象工事（エコウィル）に係る申立書

長崎県知事

様

請負業者  
（住所）

（名称）

印

一般住宅省エネ設備導入支援事業に係る補助金交付申請において、下記のとおり申し立てます。なお、本申立書記載事項については、申請者に対し、説明を行っています。

記

該当設備名称	工事の着手日
エコウィル	平成 年 月 日

平成23年8月29日以降に工事に着手する設備については記載不要。

注意事項	<p>この申立書は、エコウィル（貯湯ユニットの容量が120リットル未満の機種に限る。）の工事着手日が、平成23年6月1日から平成23年8月29日の間である場合に申請時に提出してください（この期間以外の事前着工は認められません）。</p> <p>虚偽の記載があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。</p>
------	--